

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 1 0 月 1 6 日

福島県いわき建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 6 - 4 1 3 8 0 - 0 2 2 6 号
工事（委託業務）名	河川災害復旧助成工事（堤防）
質 問 事 項	
① 工事施工にあたり、河川内での施工には、渇水期施工等の制限があるのでしょうか。 ② 横断図に表示されている官民境界について、盛土範囲が民地へ越境していますが、特記仕様書によると用地取得済みとの記載があります。関係地権者との調整は済んでいるのでしょうか。 ③ 施工箇所および、資機材運搬経路が狭隘なため、小型車での運搬が必要と思われますが、各資機材の積替え・小運搬は設計変更の対象となるのでしょうか。 ④ コンクリートブロック張工において、施工パッケージでの標準歩掛と、仮設計画図（参考図）での設置方法に差異がありますが、施工パッケージにて見積もって良いのでしょうか。 ⑤ コンクリートブロック張工において、施工箇所が狭隘で重機作業ヤードが確保できず、標準歩掛での施工が困難となった場合、実績施工歩掛での設計変更は可能でしょうか。 ⑥ 6 号樋管吐口工付近において、立木があり伐採・処分が必要と思われます。当初設計には計上されていませんが、設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。 ⑦ 土量配分表内の購入土（ほぐし土量）の数量算出について、盛土量（締固め土量）より少なくなっていて違算していると思われます。積算は設計書記載の数量で積算してよいでしょうか。また、その場合、設計変更の対象と考えてよいでしょうか。 ⑧ 工事車両の出入りにより既設舗装の損傷が想定される場合、敷鉄板での養生が必要と思われます。敷鉄板等は設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	
回 答 事 項	
①ありません。 ②特記仕様書のとおり、工事区域内の用地確保済です。 ③福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。 ④当初設計書上はご指摘のとおり標準積算基準に基づき計上しています。参考図に寄らず、金抜設計書どおり積算願います。 ⑤福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。 ⑥福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。 ⑦設計書記載の数量で積算願います。また、変更設計の対象とします。 ⑧福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の結果必要となった場合は対象とします。	